

静岡県消費者行政推進基本計画（平成 24 年度改正案）に対する
県民意見への対応について

（くらし・環境部県民生活課）

1 意見募集期間

平成 25 年 2 月 20 日（水）から平成 25 年 3 月 12 日（火）まで

2 意見提出状況

3 人の方から 3 件の意見をいただいた。

3 提出された意見に対する考え方

NO.	意見	意見に対する考え方
1	<p>10 ページ ③消費教育の推進 「家庭、学校、社会のそれぞれの場で消費教育の充実を図ります。」を、「家庭、学校、<u>職域</u>、社会のそれぞれの場で消費教育の充実を図ります。」に修正する。</p> <p>【理由】静岡県消費生活条例が、「学校・地域・家庭・職域その他」となっているため。</p>	<p>静岡県消費生活条例の表現を引用し、「学校、地域、家庭、職域その他の様々な場で消費教育の充実を図ります。」に改めます。</p> <p>【静岡県消費生活条例第 9 条第 2 項】 知事は、消費者が生涯にわたって消費生活について学習することができるようにするため、学校、地域、家庭、職域その他の様々な場を通じて消費生活に関する教育を充実するものとする。</p>
2	<p>10 ページ ③消費教育の推進 平成 24 年 12 月に「消費者教育の推進に関する法律」が施行され、「都道府県消費者教育推進計画」の策定に努めるものとされている。</p> <p>計画の策定や、その後の教育の実施に消費者団体も参加させていただき、公的な知識・技術に加えて、民間の消費者団体の知識も活用いただきたい。</p>	<p>消費教育の推進においては、行政のみならず、様々な主体が連携して進めることが必要ですので、消費者団体の皆様の御協力も頂きながら進めていきたいと考えております。</p>

NO.	意見	意見に対する考え方
3	<p>10 ページ ③消費教育の推進 「消費教育の推進」を「消費者教育の推進」に修正する。</p> <p>【理由】「都道府県消費者教育推進計画」の策定に努め、消費教育の推進を図るのが正しいため。この項で使用している消費教育と消費者教育では意味が異なる。</p>	<p>消費者教育の推進に関する法律の公布前に策定した静岡県総合計画では、消費者基本法における、消費者が自らの利益の擁護及び増進のため自主的かつ合理的に行動できるよう消費者の自立を支援する「消費者教育」に、自分の消費行動が、現在及び将来の世代にわたって、内外の社会経済情勢及び地球環境に影響を及ぼし得るものであることを自覚して、公正かつ持続可能な社会に寄与する「社会的価値行動」ができる消費者を育成する観点を加えて「消費教育」と定義していることから、静岡県消費者行政推進基本計画においても「消費教育」とします。</p> <p>一方、今後、消費者教育の推進に関する法律に基づき、国が平成25年度に検討する消費者教育の推進に関する基本方針の内容に沿って、都道府県消費者教育推進計画を策定していくこととなりますが、本県が設置した「ふじのくに消費教育研究会」では、法と異なる言葉の使用は混乱を生じる恐れがあるほか、従来の「消費者教育」に「社会的価値行動」を加えた「消費教育」という定義は解りにくいという意見もあります。</p> <p>今回頂いた御意見も踏まえて、今後、都道府県消費者教育推進計画の策定検討を進める中で整理し、それを次期静岡県消費者行政推進基本計画にも反映します。</p>